

# 加賀市教育大綱

平成29年2月

加賀市

## はじめに

我が国においては、少子高齢化や人口減少が進む一方で、グローバル化の進展、I o T、ビッグデータ、ロボット等の技術革新により社会経済情勢や産業構造・就業構造が劇的に変化していく可能性があるといわれています。

そのような状況の中、加賀市では「第2次加賀市総合計画 基本構想」を平成28年12月に策定いたしました。この総合計画基本構想では、本市における人口減少への対策、将来の北陸新幹線金沢敦賀間開業を見据えた観光戦略の推進、本市の基幹産業の一つであるものづくり産業の活性化といった社会状況の変化やまちづくりの課題を踏まえて、「歴史と伝統文化の尊重」、「美しい自然の保全と継承」、「暮らす人や訪れた人が笑顔になるまち」を基本理念として、将来都市像を「住んでいたい 来てみたいまち」と掲げ、この実現に向けた歩みを着実に進めていくこととしています。

「まちづくり」は、市民が家庭、地域、学校、職場といったあらゆるコミュニティの中で人と人との関わり合いながら、仕事、学業、余暇活動などに充実感を持って励むことができるとともに、先人が残してきた自然・歴史・伝統・文化を知ることによって故郷に対する愛着が深まり、全ての人が豊かな心を持ってこの地で暮らし続けられるようにしていくことです。

「まちづくりは人づくり」であり、子供や市民は掛け替えのない「宝」です。

そして「教育」はその「宝」を磨き、光り輝かせること自体であるとともに、加賀市が「宝」で明るく照らされたまちであり続けるための最重要な取組みの一つだと考えています。

「加賀市教育大綱」は、このようなことを思いながら、市全体の舵取りをする市長と、教育行政に直接に関わる教育委員会とが地方教育行政法に基づいて設置する加賀市総合教育会議で協議を行い、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての根本となる方針として定めたものです。

今後は、この大綱に沿って教育の更なる充実に取り組んでまいりますので、市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年2月

加賀市長 宮 元 陸

## 目 次

1	大綱策定の趣旨	1
2	大綱の位置づけと期間	2
3	教育の理念	3
4	基本方針	
	【基本方針1】 確かな学力を身につけ、生きる力を育む学校教育の充実	4
	【基本方針2】 家庭教育への支援と社会全体で取り組む教育力の向上	5
	【基本方針3】 人生を豊かにする生涯を通じた学びの推進	5
	【基本方針4】 健全な心と健やかな身体を培うスポーツの推進	6
	【基本方針5】 地域の魅力を高める文化の振興と文化財の保護・活用	6

## 1 大綱策定の趣旨

平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、教育委員会制度等の見直しが行われました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性や安定性を確保しながらも、教育行政における責任の所在を明確化させるとともに、迅速な危機管理体制の構築や地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化を図ることを目的としています。

改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）では、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議を設置すること（法第1条の4第1項）とともに、地方公共団体の長が教育大綱を定めること（法第1条の3第1項）などが定められました。

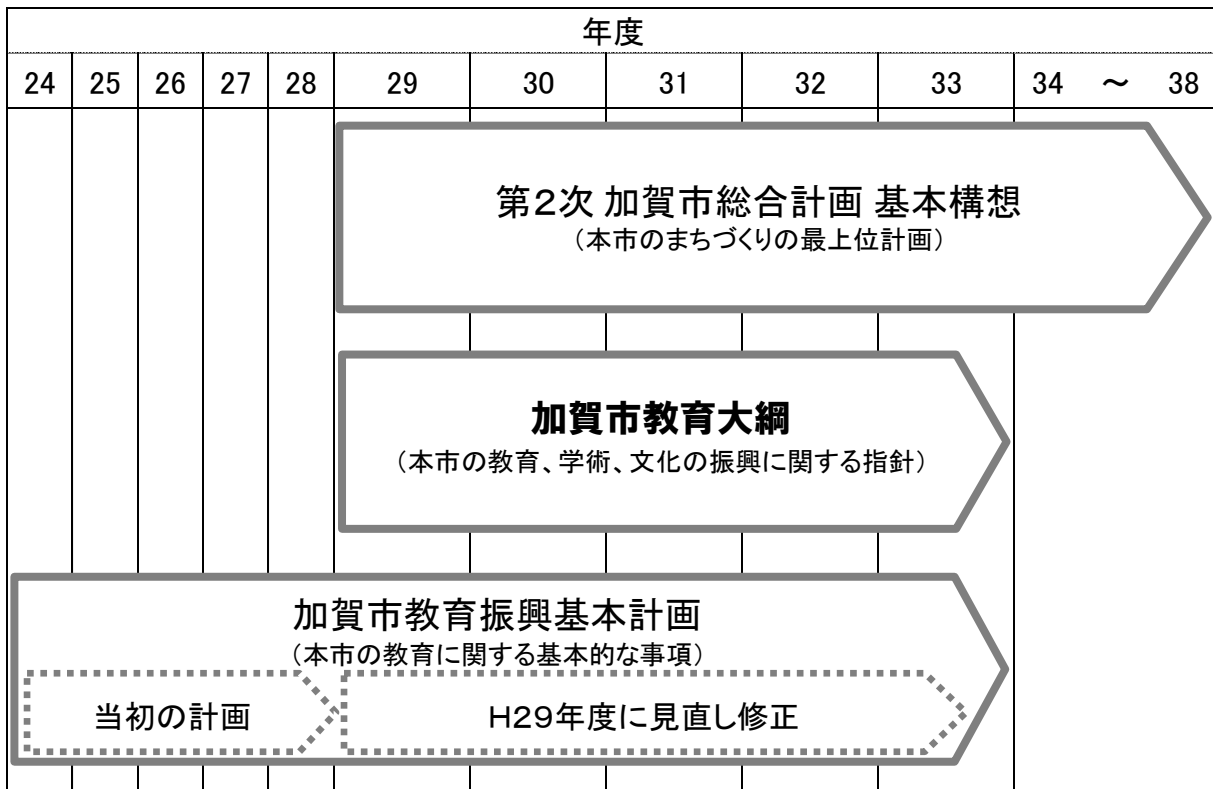
加賀市教育大綱は、これらのことに基づき加賀市総合教育会議での協議を経て、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として市長が定めるものです。

## 2 大綱の位置づけと期間

大綱は、国県の教育行政の動向、社会環境の変化、多様化する市民ニーズなどを勘案した上で、市の将来都市像を定める「第2次加賀市総合計画 基本構想」に基づきつつ、本市の教育、学術、文化の振興に関する指針として位置づけます。また、具体的な施策や事務事業は「加賀市教育振興基本計画」において展開することとしています。

また、期間は平成29年度から平成33年度までとし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

### ○加賀市総合計画基本構想、加賀市教育大綱、加賀市教育振興基本計画の関係



### ○第2次加賀市総合計画基本構想における教育に関する体系

#### 【将来都市像】

自然・歴史・伝統が息づく 住んでいたい 来てみたいまち  
 ~地域の強みを活かし、ともに進める 人・まちづくり~

#### 【基本方針】

基本方針1：安心の子育てと地域に根ざした教育による笑顔あふれるまちづくり

#### 【施策の方向性】※教育関連のみ抜粋

- ・ 家庭教育支援の充実と環境の構築
- ・ 魅力ある学校教育内容の充実
- ・ 時代に即した安全・安心の学習環境づくり
- ・ スポーツ活動の振興
- ・ 生涯学習の振興

### 3 教育の理念

近年の我が国では、東日本大震災をはじめとした自然災害が数多く発生している中、そこに暮らす人々と私たち国民は、これまでの教育が築きあげてきた、礼儀正しく、他人を思いやる心とともに、民主的で文化的な社会における「知恵と絆」をもって、その困難を乗り越えようとしています。また、国際化や情報化が急速なスピードで進展し続ける現代社会では、知識や技術が次々と生み出されることによって人々の生活様式や価値観は多様化しており、これらに伴って発生する問題や課題は一層様々で複雑になってきています。

このような中、本市では、大日山から日本海までにいたる大聖寺川・動橋川流域の豊かな自然に恵まれた地形のもと、子供たちを加賀市の未来を担う「地域の宝」として守り育てるとともに、脈々と受け継がれてきた歴史・伝統・文化を大切にして将来へ継承していく教育を行ってきました。

奥の細道の途中、山中温泉で9日間の逗留をした松尾芭蕉は、不変の真理を知らなければ基礎が確立せず、変化を知らなければ新たな進展がないことを表す「不易流行」を俳諧理念の一つとして説きました。今後の本市における教育においても「不易流行」の考えに沿った、道徳と規範意識、他者と協調して思いやる心、家族の絆、更には加賀市が全国に誇れる歴史・伝統・文化といった「不易（時代を超えても変わらない価値のあるもの）」をしっかりと身に付けつつ、技術革新やグローバル化などの「流行（時代の変化とともに変えていく必要があるもの）」に柔軟に対応できる思考力、判断力、表現力を備えた人材を育成していくことが重要と考えます。

このようなことを踏まえ、加賀市は、人々が故郷と国を愛する心と公共の精神を持ちながら、個性・能力を開花させて人生を豊かにすることとともに、私たちのふるさとが、市総合計画基本構想で定める将来都市像「自然・歴史・伝統が息づく 住んでいたい 来てみたいまち」へと発展し続けることに向けて、

**「心豊かに、自立・協働・創造の意思を持って未来を力強く切り拓く人づくり」**  
を理念とした教育を行います。

## 4 基本方針

教育の理念を実現することに向け5つの基本方針を掲げます。

### 【基本方針1】 確かな学力を身につけ、生きる力を育む学校教育の充実

- ① 個々に応じたきめ細やかな指導に努めるとともに、放課後や休日における学習機会の提供の充実などにより学力の向上を図ります。
- ② 急速な変化が進む現代社会の中において生き抜く力を身に付けることに向け、自ら課題を発見し主体的に解決する力、他者と関わって協働して学びあう力を育みます。
- ③ 道徳教育や生徒指導の充実、また学級活動等を通じて規範意識が高く豊かな心を育むとともに、体力づくりの機会の充実により健やかな体を育みます。
- ④ プログラミング教育やICTの活用などの教育の情報化の推進により、物事を論理的に考察し、時代の進展に対応できるための教育を進めます。
- ⑤ 外国語指導助手の配置や国際交流を通じて、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ⑥ 障がいのある児童生徒の教育的ニーズの状況に対応し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服できる特別支援教育を充実します。
- ⑦ 本市が有する豊かな自然や先人が築き上げてきた伝統・歴史・文化を学び親しむふるさと学習を進め、故郷と国を愛する心を育みます。
- ⑧ 市が友好都市協定等を締結する台湾やシンガポール等の児童生徒との交流や、ロボットプログラミングの世界大会（ロボレーブ）への参加等により多文化に触れる国際交流の充実に努め、国際理解教育を進めます。
- ⑨ 校舎・体育館の安全性や利便性の向上、給食や学校保健の充実、奨学金制度の充実等の、よりよい学習環境の提供や安心して学べる環境づくりに努めます。
- ⑩ 主体的・協働的に学び、切磋琢磨できる学習環境を提供することに向けた、小・中学校の規模適正化を進めます。

## 【基本方針2】 家庭教育への支援と社会全体で取り組む教育力の向上

- ① 加賀市家庭教育支援条例を踏まえ、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などの原点となる家庭教育がそれぞれの家庭においてしっかりと行われるよう、また、子育てへの理解促進や子育てを振り返るきっかけとなるよう親の育ちを応援する機会などの充実に努めます。
- ② 子供への教育活動や貧困対策が、家庭・学校・市のみならず地域住民・地域活動団体・事業者などのあらゆる関係者の連携によって行われるように努めます。
- ③ 近年、孤食や偏った栄養摂取など食生活が乱れがちなことから、知育・徳育・体育の基盤となる「食育」に関する指導や啓発に努めます。

## 【基本方針3】 人生を豊かにする生涯を通じた学びの推進

- ① 豊かな自然や先人が築き上げてきた伝統・歴史・文化を生涯にわたって学び続けていくことを支援し、市民の故郷と国を愛する心を醸成するとともに、未来へしっかりと引き継いでいくことに努めます。
- ② 市民一人ひとりが、現代的・社会的な知識や課題など様々な事柄について学ぶ機会を提供するとともに、その成果を地域活動への参画や社会貢献などの場面で生かすことができる社会の実現に努めます。
- ③ 生涯学習に関連する団体の活動や指導者育成への支援、また、生涯学習施設の充実に図ります。
- ④ 生涯学習拠点の一つとなっている中央図書館と山中図書館の所蔵資料やレファレンス機能の充実に図るとともに、学校図書館や近隣自治体図書館との連携に努めます。
- ⑤ 子供たちをインターネット利用に潜む危険性から守るため、携帯電話やスマートフォンの子供の発達段階に応じた適切な利用方法の啓発に努めます。



#### 【基本方針4】 健全な心と健やかな身体を培うスポーツの推進

- ① 生涯にわたって気軽にスポーツに親しむことによって、子供から高齢者まで全ての市民の健やかな体づくりと健康増進が促進されるよう、スポーツに関連するイベントの実施、体育団体への支援の充実を図ります。
- ② スポーツ施設の利用状況や老朽度等の現状を踏まえて、利用者のニーズに合った施設整備や施設の適正配置を進めます。
- ③ 国民体育大会を始めとした全国水準の大会で活躍できるトップアスリートの育成を目指し、高度な専門知識や高い指導力を持つ指導者からアドバイスを受けることができる機会の創出や体制づくり、また、そのような優れた指導者の育成に関係団体と連携して取り組み、競技スポーツの振興を図ります。
- ④ 市体育協会や各競技団体等の関係団体と連携し、ジュニア選手がそれぞれの特性や発育・発達段階に応じた最適な指導を受けながらトップアスリートへと育成される指導体制の確立に努めるとともに、各競技人口の拡大を図ります。
- ⑤ 「加賀温泉郷マラソン」・「加賀温泉郷寛平ナイトマラソン」を、豊かな自然や三温泉を背景とした魅力と特色の高いコース設定、ていねいなおもてなしで迎えてくれる大会として全国に発信し、スポーツ振興とともに観光振興の面からも充実を図ります。

#### 【基本方針5】 地域の魅力を高める文化の振興と文化財の保護・活用

- ① 古九谷・九谷焼・山中漆器・山中節などの美術工芸や伝統芸能、また、中谷宇吉郎、深田久弥といった多彩な分野における本市ゆかりの人物による功績などの様々な歴史文化資産を、市民が地域の宝としての理解を深めて大切にし、後世に引き継いでいくとともに、観光資源としての積極的な活用を図ります。
- ② 九谷磁器窯跡、加賀橋立及び加賀東谷の重要伝統的建造物群保存地区、大聖寺十万石の史跡などの歴史的価値の高い文化財を保護し、また、自然・文化的な遺産とも呼べる貴重で優れた資源を全国的に誇れるものとしてその価値を確立する取組みを進めます。